

1970年代、西ドイツにおける銀行論争

——ユニバーサル・バンクの勢力と信用制度改革——

山 口 博 教

目 次

は じ め に

I 金融市場とユニバーサル・バンク

II 連銀政策の中立性をめぐって

III 信用業における競争と集中

IV 銀行の国有化・社会化論

V ユニバーサル・システム改革論

ま と め

は じ め に

現在、西ドイツでは、ユニバーサル・バンク・システムの一部改革のための立法作業が着手されようとしている。また、収益悪化等の理由も加わり、この改革に備え自衛手段を講じる銀行もでてきている。¹⁾

以上の西ドイツにおける信用制度改革導入の突破口を開いた、1970年代の銀行論争については、筆者は、すでに別稿にとりまとめた。²⁾そこで論議の焦点は、ユニバーサル・バンク（銀行・証券兼業銀行）の多様な業務結合から生ずる経済勢力評価であった。具体的にみると、第一に、個別銀行内部での利害衝突、第二に、銀行・企業間関係についての問題であった。

そこで、本稿では、これら以外で残されている諸論点を取りあげていくことにする。それは、第一に、経済全体とのかかわりでのユニバーサル・バンクの勢力（目次 I, II, III）、第二に、信用制度改革をめぐる論

議、諸提案（IV、V）についての問題である。

しかし、以上の問題は、政策提案を含め非常に多岐にわたっている。したがって、前稿同様、極力、西ドイツ・ユニバーサル・バンク（信用銀行、貯蓄銀行、信用組合）の勢力評価にかかわる限りの問題に焦点を絞ることにしたい。

なお、参考文献は、前稿のものに加え、その後筆者が入手した若干のものを用いる。また、目次の配列を、前稿で予定したものといく分変えたことを断っておきたい。

- 1) 「西ドイツ、銀行法改正作業に着手」, 『金融財政事情』 第32巻第2号 48~49ページ, 1981. 6. 29
Korbgegeben, *Das Spiegel*, 8.12.1980, S.58-S.60
- 2) 拙稿, 「西ドイツにおける銀行論争—ユニバーサルバンクの勢力をめぐって—」(上), (中)北海道大学, 『経済学研究』 第30巻第3号 1980.11 第31巻第1号, 1981. 6
同, 「西ドイツにおける銀行と企業の関係—二つの委員会の調査と分析—」, 日本証券経済大阪研究所, 『証券経済』 第135号, 1981. 3

主要文献

- ① UNIVERSALBANK - SYSTEM : Die Omnipotenten, in : *DER SPIEGEL*, Nr.4, 1971, S. 38-55
- ② Hans E. Büschgen, *Das Universalbankensystem*, Fritz Knapp Verlag. Frankfurt/Main, 1971.
- ③ Vergesellschaftung—ein Mittel sozialdemokratischer Wirtschaftspolitik?, Streitgespräch zwischen Herbert Ehrenberg und Johano Strasser, in : *Die Neue Gesellschaft*, Jg., Nr. 7, 1973 S. 484 ff.
- ④ Ulrich Jurgens/Gudrun Lindner, Zur Funktion und Macht der Banken, in : *Kursbuch*, Kursbuch Verlag, Berlin, 1974, S. 121 ff.
- ⑤ Manfred Hein und Hartmut Flöter, “Macht der Banken”—Folgerungen anu der bisher Jg. en Diskussion, in : *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975. Heft 7, S. 342ff.
- ⑥ Hans E. Büshgen, Zur Diskussion um das Banksystem in der Bundesrepublik Deutschland, in : *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 7 S.362 ff.
- ⑦ Bernd Mülhaupt, Gewerkschaften und Bankenreform, in : *Mitteilungen*, *Mitteilungen* 28. 1975, Heft 7, S. 391 ff.
- ⑧ Michael Gerhards, Die westdeutschen Banken, in : *WSI-Mitteilungen*, Jg.

- 28, 1975, Heft 7, S. 391 ff.
- ⑨ Rainer Heinrich, Ein Vorschlag zur Verstaatlichung des privaten Bankensektors, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 9, S. 480 ff.
- ⑩ Hans E. Büschgen und Klaus Steinbrink, *Verstaatlichung der Banken? Forderungen und Argumente*, Deutscher Instituts-Verlag GmbH, Köln, 1977.
- ⑪ Helmut Arndt, *Wirtschaftliche Macht, Tatsache und Theorien*, Verlag C.H. Beck, München, 1977.
- ⑫ Monopolkommission, *Hauptgutachten I, 1976, II, 1978*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
- ⑬ Wolfram Engels, *Bankbeteiligung an Industrieunternehmen*, Dunker & Humblot, Berlin, 1978.
- ⑭ Ludwig Mühlhaupt, Probleme der Bankenreform in der Bundesrepublik Deutschland, in: *ÖSTERREICHISCHES BANK-ARCHIV*, 27. Jg., Heft Januar 1979, S. 2 ff.
- ⑮ Bundesministerium der Finanzen, *Grundsatzfragen der Kreditwirtschaft—Bericht der Studienkommission*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt/Main, 1979.
- ⑯ Hermann J. Abs, Konzentrationsbestrebungen im Deutschen Bankwesen, *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte* 1/1980, 25 Jg. Heft 1
- ⑰ Universalbankensystem als historisches und politisches Problem, 3. Symposium zur Bankengeschichte 21. Oktober 1976, in: *BANKHISTORISCHES ARCHIV*, 2. Beihefte 1977

I 金融市場とユニバーサル・バンク

この論点では、金融市場におけるユニバーサルバンクの勢力論議を取り上げることとする。第一に、株式流通市場、第二に、70年代に急増した公債の発行コンソルシウム、第三に、資本市場（債券市場）の貨幣市場への従属等の諸問題である。論争焦点は、外国金融市場と比較した場合の、西ドイツ資本市場の未成熟いかん、また、その原因をバンク・システムに帰着すべきかどうかということである。

(1) 株式流通市場

議論は、株式売買業務の少数大銀行への集中、手数料の高さに関したものである。

銀行批判論の側は、この業務が少数機関に支配され、他機関の参入が困難であること、業務手数料が高すぎることを主張した。他方、反批判論者は、この分野でも民間信用銀行の業務能力が大きい点は認めつつも、他機関の参入の結果、競争が鋭くなってきている、と反論するのである。

また、ゲスラー委員会（連邦財務大臣の諮問機関）も、この点では反批判論と同様の見解を打ち出している。まず、連銀資料を用いて、「業務量については、信用銀行の市場持分が平均以上である¹⁾」ことを指摘する（第1表）ものの、全体としてはこの点にも否定的評価を下してはいない。その論拠として、信用銀行グループ内での競争の存在（大銀行、地方銀行、個人銀行間での）、市場機能に障害が認められないこと、シュパ

第1表 上場株式販売額についての各銀行グループの割合※

銀行グループ	上 場 証 券 売 買							
	合 計		顧 客 業 務				銀行間取引 ¹⁾	
			ドイツ市場 での取引		国外、又はその他 の方法による取引			
	100万DM	%	100万DM	%	100万DM	%	100万DM	%
信用銀行グループ	3 935	91.3	1 505	83.8	579	96.2	1 851	96.8
・大銀行	1 299	30.1	662	36.9	293	48.7	344	18.0
・地方銀行、その他の信用銀行 ²⁾	1 242	28.8	401	22.3	126	20.9	715	37.4
・個人銀行(家)	1 294	32.4	442	24.6	160	26.6	792	41.4
シュパールカッセン部門グループ	222	5.2	165	9.2	14	2.3	43	2.3
ジロツェントラーレン ³⁾	172	4.0	122	6.8	10	1.7	40	2.1
シュパールカッセン	50	1.2	43	2.4	4	0.6	3	0.2
信用共同組合部門グループ	145	3.3	125	7.0	9	1.5	11	0.6
信用組合中央銀行 ⁴⁾	126	2.9	111	6.2	7	1.2	8	0.4
信用共同組合	19	0.4	14	0.8	2	0.3	3	0.2
その他の銀行 ⁵⁾ グループ	7	0.2	1	0.0	0	0.0	6	0.3
全銀行グループ	4 309	100.0	1 796	100.0	602	100.0	1 911	100.0

※信用業務との結合との関連での連邦財務大臣の特別調査 報告は、1970から1971年までの各2月時点での該当信用機関の平均的株式販売額

- 1) 報告した信用機関が非銀行顧客住所をもたない場合の全業務（自由仲立人との取引を含めて） 2) 外銀支店を含む、 3) ドイチェ・ジロツェントラーレンを含む、 4) ドイチェ・ゲノツセンシャフトバンクを含む 5) 不動産信用機関、割賦信用機関、特殊銀行（連銀資料、⑬、S. 464）

ールカッセンと信用組合の市場持分が低いのは、両機関のこの分野への進出が新しいこと（第2次大戦後）、以上の3点を挙げて²⁾いる。むしろ、

同委員会は、兼業にもとづく信用銀行の業務上の有利な点を指摘し、ユニバーサル・システム擁護論を持ち出している。すなわち、信用銀行は、貨幣・資本市場の両方で業務を行ない、コストと収益を調整させることが可能なため、売買コストを低く押ええるというのである。

以上の点について、筆者は以下のように考えたい。まず、信用銀行グループ内の競争は、大銀行、地方銀行、個人銀行（家）の株式流通市場での業務持分が各々3割前後であり、かなり鋭い。ただし、各々の業務内容をみると大銀行と、それ以外の機関とは相違がある。それは、前者の売買取引が顧客中心であるのに対し、後者では、銀行間取引量の証券取引に占める割合が前者に比べ、相対的に高いことである。（第1表）すなわち、大銀行は、その支店網を利用した規模の利益を梃子として、コストのかかる大衆業務へ進出しているといえよう。

とはいえ、証券売買手数料カルテルについては、ゲスラー委員会ですら資料不足を指摘しており、調査不足は否定しえない。したがって、大銀行間、地方銀行間、個人銀行間での競争については、まったく問題がないとはいえぬであろう。

(2) 債券発行

西ドイツの債券発行量は、70年代を通して増加してきている。（第2表）小稿では、コンソルシウムを通じて発行される連邦債とそれ以外の債券に大別して検討を加えたい。

まず、前者の連邦債コンソルシウムであるが、これは、引受けと販売が結合しているという特徴をもっている。すなわち、「発行の前払いを行ない、販売危険 Placierungsrisiko を自ら負担する」³⁾のである。

銀行勢力批判者は、このコンソルシウムが、メンバーの個性ゆえに、無競争状態にあることを指摘する。なかでも、ユルゲンス/リンドナーの二人は、この問題を「銀行資本と国家との関係」の面で把握し、以下の主張をする。「公共当局の銀行への金融上の依存は、大産業資本のそれを上回るように思われる。公共機関財政における諸銀行の役割は、国家信用を資本の論理に組み込むことである。……銀行にとって、連邦債コンソルシウム内での結束は、取引相手（公共当局）に対する独占的地位の確保である。そのため独自のコンソルシウム権を創出することが可能となるが、

第2表 国内発行分確定利付証券の各証券別総販売額 (10億DM) とその割合(%)

年次	国内発行分確定利付証券							
	合計	銀行債					社債	公共債
		計	抵当債	自治体債	特殊機 関債	その他の 銀行債		
1965	14 832	10 658	4 333	3 693	1 242	1 392	586	3 591
1966	9 399	7 564	2 835	3 182	971	577	232	1 604
1967	19 846	12 317	3 782	6 252	1 360	928	1 117	6 415
1968	22 596	17 352	4 539	9 266	1 701	1 847	300	4 943
1969 1)	18 902	15 453	3 777	8 222	1 421	2 035	457	2 991
1970	20 816	15 812	2 817	8 768	1 889	2 339	657	4 347
1971	30 767	20 723	5 236	9 197	1 893	4 397	1 902	8 143
1972	48 142	36 626	9 438	15 688	2 998	8 503	1 310	10 207
1973	45 960	36 085	5 757	8 493	2 946	18 891	10	9 864
1974	51 020	39 195	6 569	14 919	2 282	15 425	419	11 406
1975	76 087	57 097	7 985	30 878	4 011	14 219	351	18 632
1976	73 757	52 893	6 176	28 552	4 307	13 861	210	20 651
1977	80 512	54 522	10 000	26 399	3 527	14 598	312	25 678
1965	100	71.8	29.2	24.9	8.3	9.4	4.0	24.2
1966	100	80.5	30.2	33.9	10.3	6.1	2.4	17.1
1967	100	62.1	19.1	31.5	6.8	4.7	5.6	32.3
1968	100	76.8	20.1	41.0	7.5	8.2	1.3	21.9
1969 1)	100	81.8	20.0	43.5	7.5	10.8	2.4	15.8
1970	100	76.0	13.5	42.1	9.1	11.3	3.1	20.9
1971	100	67.4	17.0	29.9	6.2	14.3	6.2	26.4
1972	100	76.1	19.6	32.6	6.2	17.7	2.7	21.2
1973	100	78.5	12.5	18.5	6.4	41.1	0.02	21.5
1974	100	76.8	12.9	29.2	4.5	30.2	0.8	22.4
1975	100	75.0	10.5	40.6	5.2	18.7	0.5	24.5
1976	100	71.7	8.4	38.7	5.8	18.8	0.3	28.0
1977	100	67.7	12.4	32.8	4.4	18.1	0.4	31.9
期間中の平均 (1965-77)	100	73.4	14.3	33.8	6.0	19.3	1.5	25.1

1) 1969年以降は、銀行名義債券を除く(連銀資料、⑮、S. 461、462)

これは通常の市民社会の常識では考えられぬほど強いものである⁴⁾と。

上記のことは、ゲスラー委員会も認めるところである。「連邦債コンソルシウムでの割当は、67年～77年の間では、相対的にみてわず⁵⁾かしか変化していない」と。(第3表)そして、その原因を、種々の発行技術上の

1970年代、西ドイツにおける銀行論争

第3表 連銀コンシルシウム割当 1952、1967、1976、1977 %

銀行グループ	1952	1967年末	1976年末	1977年末
信用銀行全体		67.75	64.35	64.50
大銀行（ベルリン支店を含む）	45	39.75	35.95	35.95
地方銀行、その他の信用銀行	—	20.45	20.90	21.70
個人銀行	—	7.55	7.50	6.85
シュパールカッセン部門	—	25.00	24.00	24.00
信用共同組合部門	4	7.00	11.00	11.00
全銀行グループ	—	99.75	99.35	99.50
発行残	—	0.25	0.65	0.50
総計	—	100.00	100.00	100.00

(⑬、S. 459、ただし、1952年分についてはユルゲンス/リンドナーが、ハイン/フレーダーの資料より引用しているもの。④、S. 134)

第4表 各銀行グループで流通した、その他の公社債の各業務量と全流通量に対する割合※
1977年末 %;

銀行グループ	流通したその他の公社債	
	各銀行グループの業務量に対する割合	全銀行グループの総流通量に占める割合
信用銀行	7.0	10.2
大銀行	3.4	2.1
地方銀行その他の信用銀行	12.7	8.1
外銀支店	—	—
個人銀行家	—	—
シュパールカッセン部門	19.8	44.6
ジロツェントラーレ 1)	46.3	44.6
シュパールカッセン	0.0	0.0
組合部門	1.4	1.1
信用共同組合中央銀行 2)	4.7	1.1
共同組合	—	—
不動産銀行	49.8	38.0
民間抵当銀行	64.9	31.2
公法上の不動産機関	24.2	6.8
割賦信用機関	—	—
特殊信用機関	16.1	6.1
郵便貯蓄機関	—	—
全銀行グループ	17.1	100

※非上場のシュパール債権をのぞく

- 1) ドイツチェ・ジロツェントラーレを含む、 2) ドイツチェ・ゲノッセンシャフトバンクを含む。(連銀資料、⑬、S. 463)

条件によるコンソルシウム（幹事団）参入の困難さに求めている⁶⁾。

地方、連邦債以外の債券発行業務（主として銀行債務証券形態での自治体債、抵当債、工業債）では、民間信用銀行は、あまり大きな力をもってはいない。この分野で業務量を多くもつのは、ジロツェントラーレンと不動産銀行である。（第4表）

これらの事態を、ゲスラー委員会は以下の四点にまとめている⁸⁾。

1. 連邦債発行コンソルシウムでは、信用銀行が業務上の指導力を持っている。
2. しかし、それらの機関の間で、閉鎖的ブロックが形成されているわけではなく、競争が行なわれている。
3. また、長期的にみると、連邦債コンソルシウムは、柔軟化しつつある。
4. その他の債券発行で力をもつジロツェントラーレン、抵当銀行によっても、その分野での市場支配が行なわれているわけではない。

以上の諸議論からは、次の二点が重要であると考えられる。第一に、公共債の比重が高い西ドイツの債券発行市場では、信用銀行とそれ以外の信用機関との間で、連邦債とそれ以外の債券と一応の分業体制が行なわれていること。第二には、信用銀行、とりわけ三大銀行は、連邦債コンソルシウムでは、依然として指導的地位を保っていることである。

なお、公債流通市場に関しては、ゲスラー委員会その他の論者の調査にも、資料、言及がないため、小稿でも取り上げられないことを断っておきたい。

(3) 資本市場の貨幣市場への従属

この論点での中心的論議は、西ドイツの資本市場の未成熟、貨幣市場への従属の原因をユニバーサル・バンク・システムに帰着せすべきか否か、であった。資本市場のうち、株式市場の未成熟の原因については、すでに他の拙稿で触れているため、小稿では、債券市場と貨幣市場との関連に絞って論ずることとしたい。

銀行批判論では、ユニバーサル・バンクの債券売買業務が、その流動手段の保有状況に左右されていること、相場が機関相場となっていて、変動が激しいこと、そのため、大衆投資家がこの市場から遠ざけられている点が指摘される。とりわけ、連邦債発行との関連では、ユルゲンス／

第5表 国内信用機関の確定利付証券純販売額と取得額

年次	国内発行分確定利付証券			任意流動性準備 の変化 ¹⁾ (報告分)
	純販売額	国内信用機関による取得額		
	名目額	(100万DM)	純販売額割合%	10億DM
1964	13 487	4 564 2)	33.8	- 2.0
1965	12 434	3 585 2)	28.8	- 1.9
1966	5 473	1 766 2)	32.3	+ 1.8
1967	15 264	12 500	81.9	+ 13.3
1968	17 713	12 013	67.8	+ 5.4
1969	13 421	8 834	65.8	- 17.4
1970	14 949	3 282	22.0	+ 5.6
1971	21 150	6 672	31.5	- 1.2
1972	34 979	8 612	24.6	- 4.3
1973	26 680	4 060	15.2	- 4.4
1974	26 515	15 693	59.2	+ 1.6
1975	46 765	35 152	72.1	+ 10.4
1976	48 208	13 878	28.8	- 7.6
1977	58 397	30 035	59.6	+ 6.3
総計	349 435	160 646	46.0	

1) 期間中の流動性準備について 2) 貸借対照表額
(連銀資料、⑮、S. 468)

リンドナーの二人による次の批判が出されている。発行時期、発行中止、相場利率が、公共当局とコンソルシウム間で取り決められ、しかもこれが信用保護目的の名目で銀行、産業資本双方の利益に応じて行なわれているというのである。

この点では、反批判論者も、銀行の流動性と債券取引業務との関連を一応は認める。しかし、債券市場の相場変動の激しさについては、他の原因を挙げて、バンク・システムが原因であるという見解に対置させる。すなわち、その主要因をまず第一に、連銀の信用政策の影響、第二に、西ドイツにおける機関投資家が未発達であることに置くのである。さらにいうとこの見解では、むしろ逆に、銀行は債券市場の関係改善に貢献していると説明される。それは、債券市場利率変動に対して、銀行が債券売買によって市場を均衡させる機能を果たすからである。

このように、因果関係の把握が、銀行批判論と反批判論では、正反対となっている。ところで、ゲスラー委員会のこの点での見解は、やはり

折衷的である。それは、一方で、債券市場における信用機関の取引力が大きいこと、貨幣市場利率の債券市場利率への連動を認めている。すなわち、「銀行の流動性が高まり、かつ銀行に対する信用需要が変化しない場合には、その証券取得が増大し、逆の場合には、減少する」というのである。(第5表) しかし、地方で、この原因として、景気変動と連銀の貨幣・信用政策を挙げる。また、西ドイツ債券市場の特殊性(戦争・通貨改革時の損失)と戦後の発達の遅れを指摘する。ただし、機能的市場育成のための努力が払われていること—中央資本市場委員会の創設—が強調されるのである。

以上にみられるように、ゲスラー委員会見解も、ユニバーサル・システムに固有の資本(債券)市場問題の欠陥の原因を、バンク・システム以外の要因と置き換えている。この点、機関役員家について筆者には、これが折衷的であるだけにとどまらず、自家撞着しているように思われる。それは、西ドイツで機関投資家が成熟しないこと自体が、そもそも、その機能の一部を代行しうるユニバーサル・バンクの存在が大きいからではないかと考えるからである。

- 1) ⑮S.152 Tz.498
- 2) ⑮S.152 Tz.500
- 3) ④S.134 ⑮S.152 Tz.438
- 4) ④S.133-134 二人は、ここでは、割り当てと同時に、譲渡額、プレミアム額(創業者利得)が決められるとみている。
- 5) ⑮S.143 Tz.471
- 6) ⑮S.143 Tz.473 S.145 Tz.477 具体的には次の要因である。銀行の預金量の大きさ、機関投資家との結合状態、株式寄託客の構成、支店網の広さ、国際資本市場とのつながり、国家との意志疎通、発行証券に対する保護能力
- 7) これらの信用機関は、金融活動上、次の特徴をもっているという。一方では、長期信用にその比重を置いているにもかかわらず、他方長期的預金量が相対的に乏しい業務上の機構である。⑮.S.148 Tz.488
- 8) ⑮S.145 Tz.478 S.147Tz.482
- 9) 拙稿、「西ドイツ株式会社における企業金融—資本集中、企業・銀行合併との関連で—」、北海道大学、「経済学研究」第29巻第4号 1979年11月、その他この要因として、W、エンゲルスは次のものをあげている。政策当局者による信用の「安定化政策」(流動性の維持)、過渡の投資家保護。⑮S.37
- 10) ④S.135 ⑮S.180 Tz.588
- 11) ⑮S.181 Tz.591—592 12) ⑮S.182—184 Tz.593—599

II 連銀政策の中立性をめぐって

ここでの争点は、ユニバーサル・バンク（とりわけ大銀行）による、連銀の貨幣・信用政策への関与力の有無である。

批判論者は、大信用機関が以下の点で、連銀政策を無力化させ、立法上¹⁾の中立性に障害をもたらしていることを主張している。

1. 連銀が景気刺激策を採っても、銀行はその有利な業務条件を顧客にまでは還元しない。
2. ユニバーサル・バンクゆえに、銀行の連銀に対する信用需要は全体として大きなものではない。したがって景気後退期における連銀の景気引締政策は有効に機能しない。
3. 信用機関は、信用・通貨政策上の規制（最低準備規定）、対外均衡政策に逆らう傾向がある。

以上の論拠を背景にB. ミュルハウプトは、被備者側の要求として、連銀の信用政策に銀行業務をいかに結合するべきかという問題を出してきている。²⁾（失業解消のための速やかな景気回復の実現等）

これらの議論に対しては、主として諸立法規制の有効性を武器として反論が以下のようになされた。³⁾

1. 信用業務では競争がはげしいため、銀行利子率は、基本的には連銀政策の狙いに合致したものとなる。
2. たとえ、引締の初期の段階で銀行与信の継続拡張がみられるとしても、連銀はこの信用膨張を諸政策手段で制御しうる。
3. 兼業業務を利用した帳簿上の貨幣調達 *Giralgeldschöpfung* は、連邦信用監査局による、最低準備条項規制のチェックを受ける。

さて、この問題についてのゲスラー委員会見解では、バンク・システムとの関連には触れられず、次の点だけが論じられている。「信用機関が連銀政策に、基本的には従っていることは、事実が示す通りである。しかし、銀行は、一定のタイム・ラグをおいて反応する点には注意すべきである⁴⁾」と。具体的には、長期信用と中短期信用に区分して説明している。すなわち、前者では、その利子率が相対的に固定したものであるため連銀政策は貫徹しやすいこと、逆に、後者の当座勘定ではこれが資本

市場を介して、信用が長期化するという問題があること、したがって、ここでは資本調達コストの調整に時間が要され、割引率の変化に比べ利子反応が遅れるというのである。

以上、ゲスラー委員会の断わりにもかわらず、やはりこの問題でも、バンク・システムとのかかわりから離れては議論できないことは明白である。また、これは西ドイツ国内の問題であると同時に国外取引にも関連している。とりわけ、ユーロ市場は、銀行にとって「自由領域」となっており、「国内規制に従ってはいない」ことが、同委員会によって指摘されている。西ドイツ銀行法改正では、この点が一つのポイントとなるであろう。

1) ⑮S.184 Tz.600-604

4) ⑮S.186 Tz.609

2) ⑦S.383

5) ⑮S.187 Tz.610, 611

3) ⑮S.185-186 Tz. 605-608

6) ⑮S.188 Tz.617

III 信用業における競争と集中

銀行勢力論争では、銀行業務における競争状況の評価が非常に重要な役割を持たされていることは、これまでの議論で明白となってきた。とりわけ反批判論者の論拠として、銀行間競争の強さがとり上げられていたわけである。そこで、この問題を独自に検討しておくことが必要であろう。

ただ銀行業務での競争状況については、論争参加者から資料の不足が指摘されており、とりあつかえる問題の範囲は限定されたものとならざるをえない。しかし、とりあえず、集中状況¹⁾についての以下の数字については、論争参加者の共通認識となっている。

西ドイツの信用機関数	1957	1976	増減
信用銀行	364	273	-91
シュパールカッセン	885	661	-224
信用組合	11800	5.000	-6.800
その他	310	342	+32
総数	13.359	6276	-7.083

以上の状況について批判論者は次の問題点を指摘する。²⁾

1. ユニバーサル・バンクは、業務拡張を不断に強制される。その結果、これに対応できない、中小機関は上位銀行に吸収されてしまう。
2. ユニバーサル・バンクは、一般に競争を回避する傾向があり、手数料・利子に関するカルテルを結んでいる。

以上のように、中小企業に対する大銀行の勢力、銀行間での競争制限が問題とされている。これに対する反論の特徴は、ピュシュゲン/シュタインブリック等の以下の議論にみられるように、銀行業務の特殊性が強調される点である。³⁾

1. まず、この分野での競争は、グループ間競争 institutioneller Gruppenwettbewerb—民間競銀行・貯蓄銀行・信用組合グループ間競争—が主であり、これに付随して各グループ内での競争がある。(民間信用銀行グループ内での競争はとりわけ鋭い)
2. 三大グループ間競争は、ハウス・バンク原理にもとづく総合業務供給 gesamte Bankleistungspalette をめぐって行なわれている。
3. 銀行の各種業務条件、手数料の取り決めは信用需要者の取引諸能力 Verhandlungs-machtkonstellationen に応じている。この点で大衆業務と大顧客相手の市場を区別しなければならない。後者では寡占的相互依存の進行に伴って zunehmende oligopolitische Interdependenz 銀行間競争は、鋭くなってきている。
4. 一方、大衆顧客数は増加しつつある。この業務市場では、銀行は標準的な業務供給 standardisiertes Leistungsprogramm をせざるを得ない。銀行はこの分野での業務能力を拡張し、コスト引き下げを行なわなければならないが、現在のままでは不充分である。
5. 銀行業では集中が行なわれてはいるが、民間大銀行の信用業務上の市場シェアは低下してきている。(第6表) 逆に、公法上の銀行(貯蓄銀行とジロツェントラーレン)の取扱い業務量が增大している。
6. 経済全体との関連でみると、銀行集中は、決して信用機関独自の動きによって行なわれているのではない。経済過程の最終的反映に過ぎないのである。

第 6 表 1950年以降の大銀行の業務量¹⁾

	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
10億 DM	7 636	9 742	11 399	13 353	15 857	17 603	19 155	21 770	23 130	26 629	28 652	32 479	35 055
(全銀行業務量) に対する割合 %	(39 110)	(90 319)	(63 828)	(78 814)	(100 902)	(119 586)	(134 612)	(157 859)	(179 650)	(210 381)	(253 518)	(892 658)	(326 053)
-市場持分	19.52	19.36	17.86	16.94	15.84	14.72	14.23	13.79	12.88	12.66	11.35	11.10	10.75
大銀行業務量の 年伸長率	-	27.58	17.01	17.14	18.75	11.01	8.82	13.65	6.25	15.13	7.60	13.36	7.93

1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975 ²⁾	1976
37 529	40 050	42 729	46 245	53 853	64 834	74 051	83 565	93 763	107 351	115 636	125 880	143 722	163 041
(366 516)	(408 038)	(456 815)	(498 379)	(562 846)	(676 681)	(733 057)	(817 861)	(824 513)	(1 060 336)	(1 178 692)	(1 297 414)	(1 454 755)	(1 596 107)
10.24	9.82	9.35	9.28	9.57	10.03	10.10	10.22	10.104	10.12	9.81	9.70	9.88	10.21
7.05	6.72	6.69	8.23	16.45	20.39	14.22	12.85	12.20	14.49	7.72	8.86	14.17	13.44

1) 各年末の集計

2) 1976年3月、1977年2月の別冊の数字は1975年の報告と異なっている

(資料、連銀「ドイツの貨幣・銀行制度、1876—1975」1976より、1975と1976年の数字は、連銀月報1976年3月、1977年2月より、以上 ⑩、S. 193—195)

また、ゲスラー委員会は、以下の論拠をもって、「ユニバーサル・バンク・システムは、信用業、銀行グループ内での集中化傾向の決定的要因ではない⁴⁾」との結論を下している。

1. 大信用機関は、銀行経営上の有利さをもっている。(規模の利益によるコストの低下) また、企業成長自体が大銀行を必要としているという状況もある。
2. 個人銀行(家)数の減少、中小信用機関の吸収、合併の原因は、大衆業務への進出の遅れ、自己資本の狭さによる成長の鈍化にある。
3. しかし、信用共同組合は、戦後業務シェアを伸ばしてきており、中小機関で競争力をもっている銀行もある。
4. 信用業における競争回避、手数料カルテル形成の事実は、十分確定することはできない。

以上の信用業における集中と競争についての議論から、筆者は次の点を指摘しておきたい。

まず第一に、反批判論者の主張する信用業務における競争の意義につ

いては、一定の根拠があると考えられる。それは、信用銀行以外の信用機関も、ユニバーサルな業務の展開を始めたこと、各種機関が大衆業務にも乗り出さざるをえなかったこと、その結果、信用銀行と貯蓄銀行・信用組合間での短期業務・長期業務という分業関係が崩れ、相互業務乗入が行なわれたことによる。また'58年来の店舗設置の自由化、'67年来の預金金利の自由化がこれらの傾向に拍車をかけたことは、容易に理解しうるであろう。

しかしそうはいつでも、第二に指摘しておかねばならないのは、銀行間での競争抑制の痕跡が完全には払拭できない点である。それは、信用業務競争に関しては、いまだに十分な資料が出されて反論がなされていないことをみても明白である。(とりわけ手数料価格カルテル、国際業務) また、証券発行コンソルシウム内の競争関係についても説得力のある説明が何らなされてはいない。最後に、時として、連銀自身が銀行業界に対し競争状況の不十分さについて警告を発することがあることからみてもとれる。⁵⁾

したがって、西ドイツのユニバーサル・バンク・グループ間、グループ内競争は、信用業務については表面的には相当激しいとはいえ、兼業業務、とりわけ証券業務に関しては疑問な点が多いといわざるをえない。筆者としていまだシステム自体に問題がないわけではないと考える所以である。

- 1) ⑩S. 49-50
- 2) ⑦S. 384-385 ⑮S. 689-191 Tz. 618-621
- 3) ⑩S. 144-147 ⑯S. 50
- 4) ⑮S. 192-196 Tz. 625-633
- 5) ⑦S. 383

IV. 銀行の国有化・社会化論

銀行の国有化・社会化論は、主として社会民主党青年組織USO内部で議論されてきた。具体的には、国有化論の論拠・可能性についての論議であり、諸政策提案となつてまとめられている。(この他には、労働組合DGBの政策要求も出されている)これは、筆者には、大変興味深い。

しかし、全信用機関の国有化・社会化要求は非常に強固な反対論によ

つかった。それは、銀行の諸勢力は、信用制度の部分的改革で充分阻止しようという議論である。

そこでまず、既存の国有化に対するユルゲンス／リンドナーの批判からとりあげていきたい。二人は、ナフタリの「経済民主主義」以来のSPDの国有化論、さらにはUSO、DGBの「信用制度の社会的コントロール」要求が、そもそも二面性 ambivalenz を含んでいたことを指摘する。すなわち、それらは、一方では、基幹産業の社会化された経済制度への漸進的移行 Syntemüberwindung, Gradualismus の戦略であり、他方では、ケインズ政策の改良・応用でもあるとみなすのである。したがって資本主義国における銀行国有化、金融寡頭制の国家管理の実現も、国家による政策的介入の枠・限界を起えることはない²⁾と主張するのである。

しかし、国有化・社会化論への決定的反論は、他の論者によるものであり、その論拠は以下の通りである。

1. 銀行の国有化・社会化は、銀行部門間の競争を制限・廃止においやる。
2. また、国際市場関係を悪化させる。
3. 信用機関経営において官僚化の危険性がある。
4. 西ドイツの信用業務の半分強は、すでに公法上の信用機関によって取り扱われており、国有化の必要はない。

これらの国有化論批判の根底には、かつてのナチズムの時代の銀行国有化運動に対する嫌悪感が強く作用していることは見逃がすべきではないであろう。ゲスラー委員会見解でも、「国有化・社会化された銀行部門は、国家統制経済の一部となる」⁴⁾ことを指摘している。そして国有化・社会化以上に有効な政策手段を同委員会は高く評価する。それは、西ドイツの市場経済システムで行なわれている、間接的投資管理、投資計画の要請—銀行の介入による、住宅建設や商工農業に対する州自体の金融的援助—である⁵⁾。

その他、国有化論・社会化論への反論として、H.アルント教授は、政治諸権力の分割 Gewaltenteilung にもとづいた、「諸勢力の均衡化と中立化」⁶⁾ Ausbalancierung und Neutralisierung von Macht を説いている。同教授によると、これが実現されればこそ、ナチズムに堕さぬ、多数者による決定 Mehrheitsentscheidungen が可能となる、というのである。

1) USO, ミュンヘン大会での提案の諸項目

- a. 国有化の規模, b. 経営を超えた同権的共同決定と経営内の共同決定, c. 社会的コントロールの制度化, d. 直接的信用管理(信用割当, 制限), e. 銀行部門以外による信用業の禁止, コントロール, f. 貨幣的投資管理(商品経済, 信用と流動性の計画化), g. 対外貿易の独占, 為替管理, h. 連邦による支店制銀行の監査, 州による州内信用機関の監査, i. 国有化された信用機関の元所有者に対する補償, j. 国有銀行における営利目的の禁止, k. 連邦信用監査局の専門機関化, l. 連邦銀行の自律性の改善, m. 国有銀行の組織改革, n. 個別銀行グループ, 信用機関に対する業務規制(大資本の関与力を押える) 以上は,
⑨ S. 490~496

労働組合(DGB)の立場からの社会化提案項目

- a. 銀行諸勢力の削減, b. 信用機関の情報開示, c. 国家経済政策への銀行業務の連結(社会政策, 産業構造政策, 景気変動政策), d. 外部コントロールの強化(競争の維持・強化と国家監査の強化), 以上⑦ S. 388~389

2) ④ S. 150~151

3) ⑮ S. 249 Tz. 785, ⑥ S. 148

- 4) ⑮ S. 251 Tz. 791 なお, 同委員会は次の2点をも加えている。公法上の信用機関では, 官僚化の危険はないこと, また, 部分国有化ではなく, 信用機関全体の国有化は, 西ドイツ基本法に抵触すること ⑮ S. 253 Tz. 801, S. 254 Tz. 803

- 5) 間接的投資管理では, 政策目標は, 個々の銀行に対し義務づけるものではない。銀行自身は自己目的で, 収益均衡, 危険負担をしていること, 以上の事態が西ヨーロッパの国有銀行でも行なわれていること, 以上をゲスラー委員会はのべている⑮ S. 250~251, Tz. 790

- 6) ⑩ S. 127, なお, 同教授の挙げる経済諸勢力は次のものである。a. 金融(銀行)勢力, b. マネーシャー勢力, c. 大株主勢力, d. コンツェルン支配者勢力, e. 多国籍勢力, f. カルテル勢力, g. 需要と供給の勢力, h. ロビイスト勢力, i. マスコミ勢力, j. 労働組合勢力, k. 私的所有者勢力, l. 多数者勢力

V. ユニバーサル・バンク・システム改革論

システム改革論議は, ユニバーサル・システム廃止論と改革論に大別される。前者に関しては, ゲスラー委員会多数派により以下の論拠にて退けられた。

1. 銀行内利害衝突は, ユニバーサル・バンクにのみ固有であるわけではない。インサイダー・インフォメーション・代理議決権問題

は、スペシャル・バンク・システムへの移行によっても根本的に解決されはしない。

2. ユニバーサル・バンクの利点は、広範な支店網を通した証券売買、そして何よりも、兼業業務による「危険・収益調整」にある。
3. 顧客にとっても、多種の業務結合によるコストの軽減という点では有利である。
4. 英・米・日本のように、スペシャル・システムからユニバーサル・システムへ移行する傾向も生じてきている。

そこで、既存のバンク・システム改革が重要とされる。小稿では、以下各論に沿って、ゲスラー委員会の整理を概括しておくこととしたい。

(1)信用機関の企業持株の利限

持株利限については、その上限をめぐって、様々な提起がなされた²⁾。ゲスラー委以会多数派の結論は、企業資本全体の25%分+1株である。もちろんこの中には、他機関を通した間接持分の他、戦前に銀行より取得されている旧株持分も含められてはいる。しかし、同時に、いくらかの例外規定も設けられている。この例外規定中、重要であると考えられるのは、「短期には解消しえない歴史的結合関係³⁾」といわれる保険会社に対する銀行の持株である。

なお、信用機関の株式売却については、8年間の猶予期間が考慮されるべきであるとされていることを付け加えておく必要がある。

(2)受託議決権

議論の中で提出された提案は次の通りである⁴⁾。

1. 受託議決権全面禁止
2. 長期受託議決権の廃止、議決権の他機関への委譲
3. 受託議決権行使の制限（監査役人事について）

以上の提案は、ゲスラー委員会多数派により全面的に拒否された。その代わりに、個別問題ごとに企業株主の意志表示を義務づけようというのである。その論拠としては、以下の理由が用いられている⁵⁾。

1. 諸提案が実現されると、小株主の投票意欲と経営への関与が奪われてしまう。(全受託議決権の $\frac{1}{4}$ を占めている長期受託を廃止すると、株主総会への株主の出席率がますます低下する)
2. 特定受託機関の設立は、所有の集中となろう。

3. 国家への株式受託権委譲は、経済秩序にそぐわない。
4. 企業経営陣への委譲は、信用機関の企業に対する影響力を制限しはするが、株主総会によるコントロール力が失われる。(企業監査役による自己選出機会が増す)
5. 株主代表者への委譲にしろ、信用機関の専門知識を役立たせる機会を失わせる。

以上のように、現行システム以上の方策は考えられないという結論である。これでは依然として、銀行勢力は残存せしめられることになる。

(3)信用機関による企業監査役引受

同じく政策提案が出され、ゲスラー委員会により三点にまとめられている。⁶⁾

1. 一人の信用機関役員による企業監査役員引受数の制限
2. 企業役員選出の際に規制を加える。
3. 企業・銀行間での役員派遣関係を公表する。

同委員会多数派は、上記の第3の提案⁷⁾についてのみ、しかも条件付で賛成しており、その論拠は以下の通りである。

1. 銀行の企業役員数制限は、銀行勢力の削減とならない。多機関での多数兼任こそが、個別企業との深い結合関係を回避しうる。
2. 企業は、金融、財務、法律上の専門的監査役を必要とし、信用機関こそがこれらの人材を供給できる。
3. 信用機関所属の企業役員の業務と所属関係については公表すべきである。しかし、信用機関の全業務を公表する必要はない。

(4)証券発行業務

この分野では、現在の西ドイツの発行コンソルシウムを、より競争的なものにするための諸提案が提出された。そのモデルとして、アングロサクソン諸国の制度が念頭に置かれ、以下の具体案が考えられている。⁸⁾

1. 不定期に利用されるコンソルシウムに代えて、継続発行を可能とするコンソルシウム制度を導入すること
2. 入札方式を拡大すること
3. アメリカの競争入札 competitive bidding にならぬ、コンソルシウムによる発行価格を公表すること

しかし、以上の提言は、ゲスラー委員会多数派により一蹴されること

となった。これらは、西ドイツの現状に合致しない、というのであるが、それは、以下の論拠による。

1. 株主の動向を見通せられない西ドイツの資本市場では、既存のコンソルシウムこそが旧株に対する市場の安定性に役立つ。
2. 競争的入札方式では、発行者自身が、発行に伴われる危険を負担しなければならない。西ドイツでこの方式を採用しうるのは、限られた場合である。
3. 資本調達の実確性を優先させようとする、債務者の側も現行のコンソルシウムを選択するであろう。
4. アメリカンモデルには、発行価格、手数料に弾力性を持たせる点で、長所がある。しかし他方、競争圧力により発行価格が低下する可能性もあり、これではコンソルシウム内部での関係が不安定にならざるをえない。
5. 競争的コンソルシウム、入札方式の代わりとして、西ドイツのコンソルシウムには、競争する銀行グループという構造がある。コンソルシウムに参加する諸銀行グループは、諸投資家層に対応する業務を営んでいる。このことが公衆への発行の分散を保証している。

以上のように、ゲスラー委員会見解には、アメリカン・システムの長所が認められているにもかかわらず、ドイツの既存のシステムを固持しようとする姿勢が感じとれる。ちなみにのべると、この基本姿勢は、銀行論争のすべての論点でみられたわけである。すなわち、銀行批判論とそれへの反批判論の妥協点を見い出すべく努力し、それ以外の場合は、常にやや反批判論寄りの結論に収斂していったわけである。ただ、信用機関の企業株持分の制限については、独自の見解を打ち出しており、今後の銀行法改正作業では、この点に注目していく必要がある。

1) ⑤S.225—241, Tz.714, 726, 722, 737, 759, 760

2) 信用機関の企業株所有の上限については、以下のような%が出されている。

SPD, 独占委員会 5%

ゲスラー委員会少数見解 } 10%
 マットヘーファ財務相

ラムスドルフ経済相 (FDP) 15%

以上、「西ドイツの銀行法改正案後退か」、『金融財政事情』1981、4、20-49
ページ参照

- 3) ゲスラー委員会多数派見解で、保険会社に対する銀行の持株を例外とされたことは次の理由による。「両者が部分的には同業務を取扱っており、顧客のニーズに対し補足し合っている」と。しかし、少数派見解では、これが「経済全体にかかわる特別な勢力連合, eine gesamtwirtschaftlich besonders bedenkliche Machtzusammenballung」とみなされ、例外規定としないことが主張されている。以上⑮S.281 Tz.888, 889
- 4) ⑮S.284—287, Tz.897, 903, 913
- 5) ⑮S.288—300, Tz.916, 921, 926, 931, 936, 955, 957
- 6) ⑮S.312—314, Tz.999, 1000, 1004
- 7) ⑮S.314—325, Tz.1008, 1013, 1031, 1035
- 8) ⑮S.326—327, Tz.1047—1049
- 9) ⑮S.327—336, Tz.1057, 1062, 1063, 1065, 1072—1074, 1078
- 10) 同委員会は、証券取引業務についての提案も、すべて立法化する必要性を認めていない(1.インサイダーインフォメーション濫用に対する規制, 2.全公募証券の報告義務, 3.コンソルシウムメンバーの平等な扱い, 4.証券業務の相殺の禁止) 以上⑮S.339—343, Tz.1090, 1094, 1095, 1098

まとめ

小稿では、西ドイツ・ユニバーサル・バンクの経済全体に及ぼす影響力についての論議を整理した。それらは、金融市場、金融政策、独禁政策にわたる、諸問題にまで広がっていたわけであるが、いくつかの特徴点が浮き彫りとなった。

まず銀行勢力批判論には、大別して、銀行の国有化・社会化論、ユニバーサル・システム廃止論が含まれていた。また、これに対する反批判論には、既存システムの維持論と、一部改革論があることも判明した。なお、ゲスラー委員会内部での諸見解には、これらを折衷し、妥協点を探る多数派の見解と、批判論を受けて、大幅な改革を打ち出す少数見解の二つの流れも見られたわけである。

このうち、とくに、既存システム維持論の議論の中で、個々の問題での銀行勢力を、システム自体の問題と切り離して考える傾向があった点に注意する必要がある。筆者としては、この方法は、説得的ではない

と考える。これまでの議論をふりかえると、銀行勢力の問題は、まさに——システムの良し悪しの評価は別として——システム自体の問題と、切り離しえない関係にあると、いわざるをえない。

このことは、銀行グループ間、グループ内での競争状況、とりわけ証券業務での競争状況をみれば明らかとなろう。確かに、信用業務では、西ドイツの信用機関は、金利競争をも含め、激しいせり合いをしているようにみえる。しかし、一たび証券業務、とりわけ発行コンソルシウムに目を転じると、そこでは、やはり旧態依然とした関係が残されていたわけである。恐らく、銀行間の格付け（信用力にもとづく）が重大な経済秩序として維持されていると考えなければならない。

また、この証券業務と信用業務との結合による、銀行の収益力の調節が反批判論では、ユニバーサル・バンク・システム維持のための有力な根拠とされていた。確かに、これはこのシステムの長所であり、システム維持論者は、あえて、銀行勢力残存の可能性があるにもかかわらず、これを保持することを望んでいるのであろう。

ただし、財務省の諮問機関であるゲスラー委員会が、信用機関の持株制限だけは、実現を要請している。もし企業資本の25%+1株であれ、これが立法化されることになると、銀行の収益力調整にも一定の制約が課せられることになる。そうなれば、西ドイツの銀行史上、画期的なものになるであろう。しかし、これさえ行なわれないことになると、過去、ドイツで幾度か沸き起った、この歴史的な銀行勢力論争、バンク・システム論争は、最近ではやや下火になってきたものの、将来いつの日にか、また、繰り返されることになるだろう。

最後に、小稿では、取り上げられなかった1970年代の銀行論争で残されている問題に触れておこう。それは、ゲスラー委員会がまとめている、銀行自己資本に関する問題である。これについては、別の機会に言及することとしたい。また、未成熟であるとの指摘がなされている、西ドイツの機関投資家（投資会社、保険会社）の問題は、筆者の今後の研究課題とすることを付け加えておきたい。

Discussion on Power and System Reform of Full service Banks in West Germany

Hironori YAMAGUCHI

contents: introduction

1. Finance Market and Full Service Bank
2. Neutrality of the Deutsche Bundesbank
3. Competition and Concentration in Bank business
4. Nationalization and Socialization of Banks
5. Reform of Full Service Bank System

conclusion

The theme of this paper is to estimate the power of full service banks (Universalbanks... banks, which treat commercialbank and investmentbank business together) in West Germany in relation to the discussion of banks during the last 70 years.

I have already written on the point of conflicting interests, inside the full service banks and the relation between these big banks and large corporations. So in this paper, I will concentrate on the problem with the following two points. One is the power of banks over national economy in West Germany and the other is a discussion on bank system reform in recent years.

My conclusion in this theme is, that full service banks in recent times have relatively strong power over the economy. Of course, nowadays its do not use a controlling power over large corporations. But one can not underestimate its power through universal business (credit, brokers and dealers activity), particularly through the issue of official bonds (Bundesanleihekonsortium). The dependence of the capital market on the money market is one result of this mechanism. But it's most important function, in my opinion, is to manage (balance) the potencial earnings from the credit and the investment departments.

2 . 9

Since the discussion on the nationalization and socialization of full service banks has diminished from popular thinking, the reform of bank system becomes more important. Its central point is the regulation of the corporation shareholding by banks. There are many suggestions for its upper limit (5, 10, 25 % of the corporation's capital) from many critics and official institutions.

If it is realized, it will be an historical precedent for the regulation of the economic power of full service banks in West Germany. But if it is not realized, it will occur through further discussion of bank power in the future.

main literature :

1. Ulrich Jürgens/Gudrun Lindner : Zur Funktion und Macht der Banken *Kursbuch*, 1984, Berlin
2. Rainer Heinlich : Ein Vorschlag zur Verstaatlichung des privaten Bankensektors, *WSI-Mitteilungen*, 1975, Heft 9, S. 480 ff.
3. Hans E. Büschgen und Klaus Steinbrink : *Verstaatlichung der Banken? Forderung und Argumente*, Deutscher Institut Verlag, Köln, 1977
4. Bundesministerium der Finanzen : *Grundsatzfragen der Kreditwirtschaft ... Bericht der studienkommission*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt/Main 1979
- 1) Hironori Yamaguchi : 1970 Nendai, Nishi-doitu no Ginko Ronso (Discussion on Power of Universalbanks in West Germany) (1), (2), *The Economic Studies*, Vol. 30, No. 3, Nov. 1980, Vol. 31, No. 1, June 1981, Hokkaido University, Sapporo

北星論集19号正誤表

頁	誤	正
49	(5行目) ……考える。	……考えられる。
170	(注1) …… <u>Das Spiegel</u> , …… (主要文献⑤) …… <u>anu der bisher Jg.en</u> …… (主要文献⑦) <u>Mitteilungen, Mitteilungen28.</u>	……, <u>Der Spiegel</u> , …… …… <u>aus der bisherigen</u> <u>WSI-Mitteilungen, Jg.28.</u>
178	(12行目) 機関役員家	機関投資家
217	} (柱の部分) 国際通貨	国際通貨
219		
221		
248	(10行目) ②バーデンヴェルテムベルク ……	②バーデンヴェルテムベルク ……
283	(奇数頁の柱の部分) } <u>Wuthering Heights</u> ……	<u>Wuthering Heights</u> ……
301		
364	(29行目) …… <u>aesthetic</u> , ^{”13} ……	…… <u>aesthetic</u> . ^{”13} ……
374	(12行目) <u>O Good</u> , I thought. (15行目～18行目の配置)	<u>O God</u> , I thought. (15行目を1文字、16行目～18行目を5文字左へ移動し、本文の行頭、行末にそろえる)